

第769回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成19年12月19日（水）午後2時から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第768回教育委員会会議録の承認について
- 4 第769回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 専決処分報告
県立高等学校内の立木の倒木による物損事故に係る和解について（高校教育課）
- 6 議 事
第1号議案 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について（総務課）
第2号議案 職員の人事について（教職員課）
第3号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について（教職員課）
第4号議案 平成21年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について（高校教育課）
- 7 課長報告等
（1）平成18年度における児童生徒の問題行動等の現状について（義務教育課・高校教育課）
（2）平成20年度県立中学校入学者選抜の出願者数について（高校教育課）
- 8 次回教育委員会の開催日程について
- 9 閉会宣言

第769回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成19年12月19日(水)午後2時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 櫻井委員, 山田委員, 佐々木委員, 小野寺委員,
佐々木教育長

4 説明のため出席した者

三野宮教育次長, 菅原教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
伊東教育企画室長, 氏家福利課長, 安井教職員課長, 村上義務教育課長,
伊藤特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 氏家施設整備課長,
菊地スポーツ健康課長, 武田生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後2時

6 第768回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第769回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 専決処分報告

県立高等学校内の立木の倒木による物損事故に係る和解について

(説明:教育長)

「県立高等学校内の立木の倒木による物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。

資料は, 1ページから2ページまでとなる。

資料2ページを御覧願いたい。事故の概要としては, 平成19年9月7日, 石巻商業高等学校内の樹木が台風9号による強風のため倒れ, 隣接する石巻市の施設に損害を与えたものである。

この事故は, 県の所有物の倒壊により起こったものであることから, 県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断した。

このことから, 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年宮城県教育委員会規則第12号)第3条第1項の規定に基づき, 資料のとおり, 平成19年12月14日専決処分したことを御報告する。

なお, 詳細については, 高校教育課長から説明させる。

(説明：高校教育課長)

「県立高等学校内の立木の倒木による物損事故に係る和解について」御説明申し上げます。

資料2ページの事故については、平成19年9月7日午前、石巻商業高等学校校庭西側にあるポプラの樹木のうち7本が、同日東北地方を縦断した台風9号の接近に伴う強風のために倒れ、隣接する石巻市の南境排水ポンプ場のフェンスに損害を与えたものである。

この事故は、強風による県所有の樹木の倒壊が原因であり、県が相手方に対し資料2ページの3に記載しているとおり、損害額の全額を賠償し、原状に復することが妥当であると判断したものである。

なお、今回の強風については予想を超えるものであり、倒壊を予測できなかったものであるが、県立高等学校敷地内の樹木の管理については、今後とも日常の点検を徹底し、事故の防止に努めてまいります。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 ポンプ場のフェンスが特別弱かったから、このような台風ぐらいの倒木によって損害が出たということがないかということと、もう一つは、木があって隣に人がいてとか、物がある場合、台風はどのくらい強いのか誰も予想できないので、こういう可能性があるということは、県立高校でいっぱいあると思うが、そういうことに関する危機管理というのはどの程度想定して今回のことからチェックされているのかを教えてください。

高校教育課長 今回倒れた樹木については、かなり背の高い樹木である。倒れればやはりフェンスは損害を被るとい程度の高さであった。それといまの危機管理の点であるが、それぞれの学校ではかなり立木がある。これについてはそれぞれの学校で、庁務を中心に敷地内を巡回して危険は無いか、枯れ木になっていないかの確認作業をしている。伐採の必要な場合には県に話をさせていただき、その分の予算を令達するという対応をしている。

委員長 私から一言。都市デザインという仕事をしているが、学校にプラタナスとかポプラとか明治以降大量に植えられているわけである。新しい種類の海外からやってきた樹木で、多分新しい校舎の雰囲気にあったのだと思うが、ポプラは要注意で、あちこちでよく倒れている。全国で倒れている木である。そういうことはよくあり得ることと意識してかからないといけないと思うし、一体どのくらいポプラが植えられているのか、最近はだんだんと樹木の種類も本来日本にあった木に変わってきていると思うが、そういう意味でポプラは要注意の樹木であることを意識して、どのくらいあるのかチェックしておく必要があると思う。それと倒木の際の被害に対して賠償責任保険に入る等の仕組みはあるのか。特に無いのか。

高校教育課長 現在のところそのような保険には加入していない。

委員長：（委員全員に諮って）了承。

9 議 事

第1号議案 教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について

（説明：教育長）

「教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから28ページまでとなる。

改正の概要については、お手元の資料の25ページを御覧願いたい。

公益信託は、「信託法」に基づき、助成金や奨学金等の公益活動のために自らの財産を提供する委託者が、財産を信託銀行等の受託者に信託するものである。受託者は、その財産を管理・運用して得られた果実により、委託者が指定した公益目的に従い、助成金等を支出するものである。

県教育委員会が所管する公益信託は、現在9件であり、その内容は、高校生・大学生に対する奨学金、医学・科学研究への助成金の支給を行うものとなっている。

今回の改正は、「信託法」が80年ぶりに全面的に見直されたこと、及び当該見直しにより公益信託に関する規定が分離され、題名が「公益信託ニ関スル法律」に改められたことに伴い、県教育委員会の規則において必要となる規定の整備等を行うものである。

改正の具体的な内容については、資料の13ページから24ページまでの新旧対照表を御覧願いたい。

主な改正点としては、まず、15ページの第8条を御覧願いたいですが、今回の法改正に伴い、主務官庁の許可を受けて信託を変更できる規定が追加されたことから、その申請手続を定めるものである。

また、第9条から第11条までについては、主務官庁の許可を受けて、既存の複数の公益信託財産を新たな公益信託として併合すること、信託財産を分割し、既存の公益信託の一部とすること、又は新たな公益信託とすることが可能となったことから、その許可申請の手続を定めるものである。

次に、17ページの第13条を御覧願いたいですが、受託者による不正行為等が疑われるときは、主務官庁はこれを検査する「検査役」を選任しなければならないとされたことから、その選任の請求手続を定めるものである。

また、18ページの第16条から次ページの第19条までについては、受託者が辞任したときは、主務官庁は新受託者が選任されるまでの間「信託財産管理者」を選任することができることとされたことから、その選任、保存行為等の範囲を超える行為、辞任及び解任の請求等の手続を定めるものである。

20ページの第20条については、受託者が死亡したときは、主務官庁は新受託者が選任されるまでの間「信託財産法人管理人」を選任できることとされたことから、その選任

の請求手続を定めるものである。

第22条から次ページの第24条までについては、受益者が存在しないとき、受益者に代わってその権利を行使する「信託管理人」に関して、辞任、解任及び新たな信託管理人の選任の請求等の手続を定めるものである。

第25条については、主務官庁は信託の終了を命ずる権限を有するとされたことから、その請求に係る申請手続を定めるものである。

その他の部分については、文言の訂正等必要な条文の改正等を行っている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

山田委員 専門的な内容でよく分からないが、一つ教えていただきたい。新たに加えられた「併合」とか「分割」という言葉があるが、併合・分割することによって何かメリットがあるのかどうかと、これによって影響があるのかどうかを教えていただきたい。

総務課長 併合・分割のメリットというよりも、併合することによってより効果が出るか等の事情により、財産を一本化するか、あるいは分割してそれぞれの目的に適合するものかという際に、委託者等がそれを選択できるという条項が新たに追加されたものである。

山田委員 相手先を変えることが、やりやすくなるということでもないのか。

総務課長 信託をする場合には目的があり、基本的には一つの目的で信託する。通常は信託銀行に受託者として預けることとなるが、その目的なり、あるいは相手先、最終的な受益者をいろいろな事情により、二つに分ける場合もあるし、事情によっては併合の可能性もあるということで、その可能性を想定してこのような規定を設けたということとなる。

委員長 教育委員会の所管に属する公益信託はどのくらいあるのか。

教育長 九つである。奨学金とか、あるいは医学・科学研究の助成金の支給等である。

委員長 教育委員会としては、この種の規則改正の審議はなかなか難しい面があると思うが、事務方でいろいろと検討したということの基本として、各委員に認めていただいたということで可決する方向としたいがどうか。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 職員の人事について

委員長 委員全員に諮った上で、第2号議案については、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

第3号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、34ページから45ページまでとなる。

資料の35ページを御覧願いたい。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、小学校就学前の子を養育する職員に対し、1日の勤務時間を通常の半分の4時間にして週5日勤務する形態や1日の勤務時間は8時間のまま週当たりの勤務日数を3日とする形態など、通常よりも短い時間での勤務を認める育児短時間勤務制度等が設けられた。

この件に関する条例案を11月県議会に提案することについては、前回の教育委員会で異議ない旨、御承認いただいたところであるが、同条例が県議会において可決されたことに合わせて、育児休業等の承認を請求する際の手続や様式を定めている「宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則」の一部を改正し、この法改正等に対応するものである。

なお、この改正規則は、平成20年1月1日から施行するものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 この間も伺ったと思うが、一番の変更のポイントというか、この中で一番大事なところを少しだけ指摘していただくといいと思いますので、教えていただきたい。

教職員課長 まず、条例の改正について前回委員会の際に御審議いただいたが、今回の新しい制度の眼目としては、育児をする際に、一日8時間で5日間が基本な労働時間であるが、例えば一日あたり4時間で週5日働く形態であるとか、あるいは一日あたり5時間であるとか、そのような短い時間での勤務ができることが今回の条例改正の主旨であった。11月議会で条例が可決されたので、今回諮っている規則については、実際に職員の方が申請をしていただく際の申請用紙の様式や所属長を経由して教育委員会に提出していただくなどの手続面について規則で規定をする必要があるため、そちらの技術的な整理をさせていただくという主旨となる。

委員長 眼どころはなにか、なかなか出しにくいというか、出しやすいというものもおかしいが、すぐこういった考え方が実行されることが大切なのだと思う。

委員長 (委員全員に諮って)可決。

第4号議案 平成21年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明：教育長)

「平成21年度宮城県立高等学校入学選抜方針について」御説明申し上げます。

資料は、46ページから48ページまでとなる。

平成21年度宮城県立高等学校入学選抜方針及び日程については、7月6日開催の第1回高等学校入学選抜審議会に諮問し、11月2日開催の第2回審議会において諮問内容を是とする答申をいただいたところである。

まず、資料の47ページを御覧願いたい。平成21年度の宮城県立高等学校入学選抜方針であるが、前文では、いわゆる基本理念を示し、続いてそれを具体化したものとして「1の基本原則」を掲げ、「2の推薦入試」以降においてそれぞれの選抜に係る方針及び内容を述べている。内容としては、平成20年度の選抜方針を踏襲している。

次に、資料48ページを御覧願いたい。平成21年度の選抜日程についてであるが、推薦入試の面接等実施日及び連携型入試の実施日については、その前後の予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、1月30日とした。また、推薦入試及び連携型入試の合格発表日については、これまで同様1週間後の2月6日とした。

一般入試の学力検査日及び合格発表日については、第二次募集の出願期間及び学力検査等の実施日を確保し、各高等学校の年度末業務の円滑な実施と中学校の授業や卒業式への影響をできるだけ少なくするという基本的な考え方に基つき、学力検査日を3月5日、合格発表日を3月11日としたものである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 21年度の入学選抜は今の学区での最後の選抜となるのか。
高校教育課長 その通りである。

小野寺委員 一つは、一般入試の選抜について確認と質問をしたいが、入学選抜は学力検査と調査書の結果に基づいて総合的に行い、その両者の相関関係をみるとある。それで調査書には中学校生活でのこととか、あるいは生徒の努力とか成長というものが記載されると思う。7月にも高校教育課長に伺ったことがあるが、高校側で参考程度に扱うんだということを耳にすることがある。私はそんなことはないと思っており、7月においても調査書については全面的に信頼するとの話を伺っている。調査書が正当に扱われるということは、やはり中学校にとっても生徒にとっても大きな励みになると思う。その点については徹底していただきたい。

それともう一つは、学力検査の内容のことで質問であるが、どんな学力を評価するかということである。全国学力状況調査の結果とか、OECDのPIISAの結果を見ると応用力と活用力が足りないということが出ている。そういうことを踏まえて学校現場でそうした力を育てていこうという動きが出ている、あるいは現場が模索状況であると思うが、その辺りの考え方はどうなのか。なぜかという入試が変わらないと知識偏重型の教育というのは、なかなか変わらないという考え方もあるからである。あくまで指導要領を踏

まえるというのが原則である。それと宮城の場合は、50点あたりにレベルを置いており、難易度も考慮しないといけないと思うが、育てたい学力と入試の学力検査が連動していることは必要かなとも考える。この点についてはいかがか。こうするああするとはいま言えないと思うが、考え方としてどうか伺いたい。

高校教育課長 一般入試の選抜の仕方であるが、入学者の選抜方針、それと選抜要項の中にも学力検査と調査書の両方を用いて総合的に選抜すると明確に記載している。御発言のあった部分について、調査書も重要なものとそれぞれの学校で判断をしているので、両者を総合的に評価した上で選抜をしているものと考えている。

佐々木委員 それから学力検査の内容については、基礎力の部分と活用力の部分の両方をしっかり見れるように、問題を検討して毎年作成しているところである。今後も一層そういった取組を進めてまいりたいと考える。

高校教育課長 別のことであるが、連携型中高一貫教育に関する入試についてである。中高一貫の学校がいくつかでき、あるいはできつつあると思うが、中学から入って高等学校に行く時にいろいろな問題が起きて、そのまま継続して高校に進めなくなる子ども達がでると思うが、そういう子ども達に対する対応とか、対策というものは既に検討されているのか伺いたい。

佐々木委員 併設型の中高一貫校である古川黎明中学校で、今年の3年生が来年の春に卒業を迎える。高校への進学の時期になっており、基本的には古川黎明高校に入学者選抜を経ないで入学することになるが、中には御発言のようなことで違う高校をとという生徒もいろいろな事情からでてくることが考えられる。そういった場合にも、生徒にとって十分プラスになる配慮をした上で、生徒が希望する進路をしっかりと確保できるように支援するというところで学校側と協議をしているところである。

高校教育課長 そうすると、例えばこのままでは継続して一緒に高校に行けない可能性がある生徒は当然でてくると思う。その時はあらかじめ他の一般的な高校受験をすすめるとか、そういうことをされるということとなるのか。とりあえず高校にそのまま行ってしまってという形になるのか。まだその辺は具体的にでてきていないのか。中学校で選抜すると、当然そういう子ども達がでてくると思うので、その辺はやはりある程度考えておかないと苦しい3年間を過ごさせることがあると思うので、どうか。

委員長 正にいまの時期がそういった進路の選択・決定する時期となっている。そういうことで学校をかわりたいという希望があれば、違う学校に入学するためのいろいろな準備・進路指導があるので、そういう希望のある生徒に対しては、十分な対応ができるように学校を指導しているところである。

付け加えたいが、高等教育に進むということは、個人、個人の将来をつく

っていく上だけでなく、その地域の将来性に影響を持っているというふう
に思っている。そういう意味で宮城県の高等教育の進学率の話等では
言われていることをしっかり踏まえて、いい教育環境とか、高等教育への環境をつくる
というものを幅広く議論していく必要があるのかなど、この間の学力の問題
だとか、高校進学だとか、大学への進学の問題だとか、そういうところを含
めて宮城県を良くするために良い人材をいっぱいつくっていく仕組みを本気
になってぜひ全体で議論していただきたいというのがある。特にこの高校選
抜では、高校が随分変わりかけている。いろいろな学区制が変わり、変わ
りかけている時にスタイルだけでなく、精神をどうつくるのかという辺りを
ぜひ皆さんの力で見直して欲しいと思っている。我々ももう少し議論をして
委員 長 きたいと考えている。
(委員全員に諮って)可決。

10 課長報告等

(1) 平成18年度における児童生徒の問題行動等の現状について

(説明：義務教育課長)

平成18年度における児童生徒の問題行動等の現状(小・中学校)について、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、本県児童生徒の暴力行為についての調査結果概要を、御説明申し上げます。

課長報告等資料、1ページを御覧願いたい。

なお、比較は、すべて昨年度との比較である。

今年度の調査から、国立・私立の小・中学校が、新たに加わったので、調査対象校数は、小学校465校、中学校234校となった。

現状の 小学校における暴力行為発生件数は、41件で、22件の増になっている。特に、小学校では、器物損壊が15件増加している。

中学校における暴力行為発生件数は、352件で、68件の減となっている。特に、中学校では、生徒間暴力は、19件の減、器物損壊は、56件の減少が見られた。

暴力行為の発生学校数は、小学校が18校で8校の増、中学校が109校で32校の減となっている。

形態別発生状況については、表にあるとおりである。

加害児童生徒数総計については、小学校33人で3人の増、中学校は407人で32人の減となっている。特に、中学校の器物損壊については、83人で39人の減となっている。

児童生徒への措置状況について、出席停止措置児童生徒は、小・中学校ともない。

以上が、平成18年度の本県児童生徒の暴力行為についての調査結果の概要である。

2ページを御覧願いたい。

平成18年度の本県児童生徒のいじめについての、調査結果の概要を御説明申し上げます。

平成18年度本県児童生徒のいじめの調査については、暴力行為同様、国立、私立の小・中学校が、調査に加わった。

調査対象校数は、暴力行為同様、小学校465校、中学校234校である。また、平成18年度から、いじめの定義、調査項目（いじめの態様、発見のきっかけなど）の見直しが行われ、「発生件数」から「認知件数」という表し方に変更になった。

現状 いじめの認知件数であるが、小学校は767件で、681件の増、中学校は1,394件で、1,186件の増と、小・中学校とも大幅に増加した。

発生学校数については、小学校が192校で145校の増、中学校が165校で92校の増になっている。

学年別認知状況については、小学校では、学年が進むにつれ増加しているが、5年生で最多となっている。中学校では、1年生が最多となり、2年生、3年生と減少している。

いじめの発見のきっかけについては、平成18年度に、調査項目の見直しが行われ、区分を9項目から12項目に増やし、アンケート調査等の取組による発見や地域住民からの情報等が新たに加えられたところである。小学校、中学校ともに、アンケート調査による発見が40パーセントを超えている。

小学校では、学級担任の発見、保護者からの訴え、本人からの訴えの順であるが、いずれも10パーセントを超えている。

中学校においては、本人からの訴えが20パーセントを超え、保護者からの訴え、学級担任の発見が10パーセントを超えている。

いじめの態様についても、調査項目の見直しが行われ、態様区分の統合と分割を行うとともにパソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをさせるという文言を新たに加えた。複数回答が可となっているが、小学校・中学校ともに、冷やかしからかい、悪口や脅し文句が半数の50パーセントを超えている。

次に、仲間はずれ、集団による無視が、小学校・中学校ともに15パーセントを超えている。

いじめの解消状況については、小学校においては、82.3パーセント、中学校においては、84.8パーセントの解消率で、特に、中学校では、全国平均よりも高い解消率となっている。

以上が、平成18年度の本県児童生徒のいじめの調査結果概要である。

県教育委員会では、平成18年度においては、「市町村教育委員会生徒指導担当課長会議」や、公立・私立の小・中・高の教頭を対象とした、「いじめ問題連絡会議」を開催し、いじめ問題の取組の徹底を指示するとともに、今年度に入っては、中学校スクールカウンセラーを全公立中学校に配置するなど、教育相談体制の充実に努め、各学校を支援した。

今後とも、家庭や地域、関係機関と一体となり、様々な方法で問題行動等を早期に発見し、早期に対応が図られるよう、市町村教育委員会や学校に対して、働きかけや支援を行いたいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(説明：高校教育課長)

続いて、高校生の現状について高校教育課から御説明申し上げます。

3ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 暴力行為」について申し上げます。

県内の高校生の暴力行為は、平成18年度から新たに国立と私立高校生が調査対象になり、発生件数は212件である。

昨年度との比較は公立高校のみとなるが、公立高校における暴力行為の発生件数は161件で、昨年度より34件増加している。形態としては、生徒間暴力が大変多く、生徒の人間関係づくりの未熟さが窺える。

次に、「2 いじめ」について申し上げます。

高校における、いじめの認知件数は304件である。110校中83校の高校でいじめが認知され、大多数の高校でいじめが認知されているということとなる。

いじめ発見のきっかけとしては、「本人からの訴え」が28.3%と最も多くなっており、以下「表2-1」のとおりである。また、いじめの態様としては、4ページ「表2-2」のとおり、「冷やかしゃからかい」が60%を超えているが、「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」が49件で16%に達しており、小中学生に比べて高い数値となっている。

これを受けて、出会い系サイトなどで被害にあうケースも想定されることから、県立高校あてに平成19年11月22日付けの文書で「携帯電話を購入する際はフィルタリング機能をつけること」及び「むやみに個人情報を公表しないこと」などを生徒に指導するよう通知したところである。

次に、「3 高校中退」について申し上げます。

本県の高校中退者は、1,447人で中退率は2.1%となっており、全国平均より0.1ポイント低くなっている。中途退学の理由としては「学校生活・学業不適應」が、ほぼ40%となっている。今後は、一層の魅力ある高校づくりを進めるとともに、中学生に対しては高校の情報をこれまで以上にきめ細かく提供したいと考えている。

最後に、「4 不登校」について申し上げます。

本県の高校の不登校生徒数は1,304人で、1.88%となっている。不登校のきっかけでは、「学校生活での影響」が最も多くなっている。この内訳として資料はないが、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「入学・転編入学・進級時の不適應」をきっかけに不登校になるケースが多いことから、環境が変わる時期を捉えて人間関係づくりに努め、あわせてスクールカウンセラーなどによる校内の教育相談体制の充実を図るよう各高校に促したいと考える。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑)

櫻井委員 義務教育課長に伺いたい。不登校の原因として「いじめ」がきっかけとなったというところのデータを見ると私の予想よりもすこし少ないような印象

を受ける。不登校の定義自体が、恐らく30日以上学校を休んだのを不登校にするという定義があったと思うが、それを基に多分計算で出てきたと思う。実際は自殺した子どもの話とかが新聞で随分発表されているのを見ると、泣く泣くなんとか何日間は学校に来て、ちょっと休んで、また出てという30日のカテゴリーには入っていないが、「いじめ」がきっかけで不登校ぎみになっている子どもが潜在的に非常に多いと私は思っている。その辺のところをどう考えているのか伺いたい。

もう一つは、「いじめ」によって不登校状態が継続している子どもが、ただいぶ少なくここには書いてある。どういう対処によってこれだけ不登校の子どもが解消されて、継続している子どもが小学校で2人、中学校で31人ということは、ほとんどの子どもが不登校状態から解消しているという意味だと思う。どのような対処で効果があってこのような結果となったのかということをお少し詳しく伺いたい。

義務教育課長

まず、全体的なことであるが、「いじめ」の対応については、早期発見・早期対応が大切であろうということで機会を見つけて指導してきているところである。それを受けて、それぞれの学校現場では、昨年度行ったアンケートの調査とか、あるいは日々の活動の中で子供達の動き等を通して早期発見・早期対応という観点から指導を行っているところである。

二点目の効果から発言するが、本県の場合「いじめ」の解消状況が高いということは、学校現場における早期発見・早期対応というような職員の意識とか、体制というものが徐々に確立されてきている一つの証しではないかと考えている。

それから昨年度から自殺等の問題がいろいろとあったわけであるが、教職員のそういう「いじめ」に対する意識が高まってきているし、調査とかそういうものを入念に行ってきたものが一つの成果として現れてきたと考えている。

それから第一番目の「いじめ」と不登校の問題に関しては、確かに数的には少ないが、御指摘の子どもがまったくいないかということそうではなく、いることは確かだと私どもも承知している。こういう子ども達に対しては、常に学級担任、あるいは学校全体としていろいろ声がけを行う等様々な努力をして対応していると認識している。

櫻井委員

不登校のカウントの仕方は30日か、年間に30日欠席が続いた場合を不登校と言っているのか。

義務教育課長

その通りである。

佐々木委員

前に「いじめ」があまり認知されていなくて、「いじめ」の定義をいろいろ細かくして、極端に増加したという状況がある。同じようなことが、「いじめ」の解消状況ということもやはり十分慎重に、この間もちょっと申し上げ

げたが、いじめが解消されたということの、例えばチェック項目、どんなことを基準にして解消されたというふうに、要するに「いじめ」は沢山ある、でも8割以上解消されている。割に良い状況ではないかというふうに思ってしまふとやはり危険かなと思う。だから「いじめ」というものを漠然と捉えていた時に「いじめ」の認知件数が非常に少なかったということと同じように、「いじめ」の解消状況というものをどんな項目でチェックしているのか、もし現在こういう項目についてチェックして、そのすべてが解消したものを解消としているのか、あるいは漠然と先生が「いじめ」は解消されたというふうに解釈しているものを解消率というふうにしているのかという辺りをきちんとしていないと、「いじめ」は少なかったという時代と同じように、「いじめ」はかなり解消されているというふうに捉えてしまう危険があるので、もし既にそういういくつかの項目でチェックしているのであれば、どういう項目を基にチェックしているのかを教えてください。もししていないのであれば、やはりその辺きめ細かくどういう視点でどういう立場の人が解決したと、解消したと解釈しているのかある程度明確にしておかないと危ないなという気がするが、その辺りはどうか。

義務教育課長 「いじめ」の解消の一つのチェックというか、基準については、県として新たにこのようなチェック基準があるということは示していない。ただ、「いじめ」の防止とかいろいろな冊子を配っている中で、その中でいろいろチェックすべき事項というものはある。こういう中で「いじめ」が見られないかということで、学校ではいろいろチェックしている。そのようにして学校現場から上がってきたものがこのような数となっている。それぞれの学校で見方が違うのではないかという意見等を度々聞くことはあるが、一つの学校現場としての見方の中で明らかに「いじめ」が見られなくなった場合の報告として私どもは受け止めている。

佐々木委員 なぜそのようなことを言うかというのと、「いじめ」でいろいろな事件が起きた時に必ずあるのが、記者会見があつて「いじめ」はなかったというのをまず答弁しているのに、段々「いじめ」はあつたというような話になったりというようなことがよくある。やはり「いじめ」が無いというふうに、無くなったというふうに簡単に言ってしまうことが危険な部分を注意して欲しいと思う。

小野寺委員 一つだけ伺いたいのが、認知件数と発生件数という言葉があつたが、要するに昨年度の調査の中身が変わっており、そういう言葉を使っていると思うが、認知件数と発生件数とはどう違うかを教えてください。どういう分け方をするのか。

義務教育課長 定義から下ろしてくると思う。いままでは三つの大きな視点があつた。弱いものに対して一方的にという視点、それからそれが継続的に行われる、さ

らには深刻な苦痛を伴うものというような視点で見えていたものを「いじめ」の発生件数と呼んでいた。それが、今回からいわゆる一定の人間関係において、読み上げるが、心理的・物理的攻撃を受けることにより、いわゆる精神的な苦痛を感じるものは全てという形となってきた。定義が変更されたことに伴い、認知という言葉に変わり、そのような捉え方をしている。

小野寺委員 それは一般的に全国で使われていることなのか。
義務教育課長 従来は発生件数ということであったが、今年度から定義の変更に伴い、認知件数という呼び方となった。

小野寺委員 それを踏まえて、「いじめ」の定義が変わったが、それで小学校も中学校も高校も随分増えた。なんというか調査のやり方でこんなにも変わるのかなとも思うが、先ほどの課長発言にもあったように学校が注意深く実態把握に努めたということもあると思うが、私はむしろこの数字が実態に近いか、もっと多いのではないかという気がする。現実の学校生活では、日常的に起こりうるのかなというふうに思う。そういうことを踏まえて、宮城の場合はどうなのかということだが、いま佐々木委員が御質問したが、その後の指導によって解消・解決している例が8割くらいあり、初期段階での解決というか、早期解決がなされていると受け止めているが、問題はむしろ80%の残り20%がむしろ問題じゃないかなあと思うところもある。というのは、たまたま、数件、私のところに電話が来る。むしろ親の方が電話をよこす。親の方がまいている。仕事が手に付かないとか、母親がパートを辞めたとか、私は学校を信頼してよく相談しろとよく言っているが、ただそういう話を聞いて、特殊な例の数件かもしれないが、学校の対応といじめられていると主張する側というのは、受け止め方に差があると感じている。それで、これは北部ブロック道県教育委員会協議会の時もやり、いろいろあったと思うが、私が一つ感じていることを申し上げると、やはり学校や教員よりも子どもとか、その集団を見る目をもっと豊かにして欲しいと思う。教師の見ているところでいじめるといのはまず無いと思う。ところが、教師が子どもの状況を全部分かっていると思っていたら、これは違うのかなというふうに思う。やはり、私に相談が来た数件のうち2件はPTAの本部役員をやっている人から来ている。結構学校に行っている人だが、学校に対して不審とか、不安を持っているところがあるように感じる。もう少し傾聴する立場となって保護者とか、子どもの思いを受け止めて欲しいというのが一つある。それから「いじめ」の件数も問題だが、私は大事なものは、「いじめ」にどう向き合っているかということだと思う。そこが私は大事だと思う。ケースによっては違うかと思うが、大体において、一対一よりも一対集団のケースが多いと思う。そうした場合にやはり生徒を中心とした解決にしないと本当の解決にならないであろう。生徒は自浄力を持っていると私は思っている。そうし

たことをもう少し考えていただけないかということを感じている。これは高校の場合も同じである。

委員長

「いじめ」というのは、昔の「いじめ」といまの「いじめ」は違うと言うが、僕らの子どもの頃も「いじめ」はあった。いじめられている子に特徴的なのは、やはり何か人とのコミュニケーションを上手く取れなくて、何かやられた時に上手くすり抜けられないというか、相手から攻撃された時にその攻撃を上手くかわして、そして自分の位置を守るという力が無い人が多い気がする。何人も、女の子もいたし、男の子もいたし、優れた子もあり、いろんな人がいじめられているのを、僕は見てきたが、やはりその現場で、学校の現場で対処しなきゃいけないことというのは多々あると思うが、もう一つは、子どもの家族数等も少ないし、小さい時から、次男なんかは、上からいろいろと叩かれて強くなっていくというトレーニングもあまり無いし、それから親がかりでないと外に出て行き、隣の人と遊んだりすることも無いし、学校に入った時に、いじめる側にも問題があるが、上手くコミュニケーションを取れない子どもがいっぱい出てきているということが大きな問題だなあと思っている。そういうことであると、いまいっぱい出てきておかしくないという、「いじめ」がいっぱいあっておかしくないというのが普通かなと思う。僕の感じである。それを学校でどう取り上げていくかということであるが、先生方にもしっかりしていただかないといけないと思うが、同時にいまの話のように生徒達が、そのところでどういうふうに向き合っていくのかという話をどうつくるのかがあると思う。いろんな人間の中で良いこととか、悪いことを生徒達がやはり判断して立ち向かうというような姿勢を育てることなしには、「いじめ」は無くならないと思う。その取組はぜひ何かの形でやらなければいけないのではないかと、同時に先ほどの話からあるように学校でその問題をどういうふうに見つけて、どういうふうに対処していくかというのは、当然取組まなければいけないことであるが、やっていないことの中で、少し生徒間で、あるいは児童間で子ども達は知っているはずである。「あれはいじめられている。」ということとかが、もっと声になって出てくるような子ども達にもっとフェアプレーみたいなものに対する気持ちをしっかり持たせるような取組がいるかなというような感じが強くする。それをどうやったらよいか自分はよく現場のことは分からないので、ぜひそういうことと、それからもう一つは、早期発見して、そう簡単には無くならない、根強いものがあって、いじめられる子というのは、ずうっといじめられ続ける。そういうのを本気になって、学校、地域、子ども達を含めて取り組む必要があるのではないかと。いじめた子だけをつまみ出す話ではなく、いじめられにくい子をどうやってつくるかという話もとても重要かなと思う。今日の話、特に報告いただいていることは、それでよいと思うが、それだけ数が少なく

なったということは、少し眉唾に近いかなという、子どもから見たらどういうふうに見えるのか、見てみたい。

小野寺委員 「いじめ」についてはまた話す機会があると思うので、最初の「暴力行為」についてである。これは、中学校は減ったが、小学校は増えてきたということであるが、二つだけ伺いたい。対人暴力というのは、忘れてしまったが、生徒間の暴力、あるいは教師への暴力とあるが、対人暴力というのは何であるか教えていただきたい。

義務教育課長 対人暴力というのは、大きくは対教師暴力と生徒間暴力を除いたものである。部外者というか、そのような形となる。

小野寺委員 例えば他の学校の中学生とかとやったのはどうなるのか。

義務教育課長 それは生徒間暴力となる。第三者的な人に暴力をふるった場合である。

小野寺委員 それが結構ある。それでもう一つであるが、9月であったか、警察関係の方と話し合う機会があったが、私も状況・ケースによっては、警察とか関係する団体との情報連携等は必要だと思っている。その時のプリント持参しているが、いわゆる非行防止という点から「みやぎ児童サポート制度」というものがあるということは私も分かる。その後「スクールサポーター制度」というのがあるそうだが、これもどこかで教えていただいたが、それで、その時にこのようなことがあった。6月末現在で四つの中学校と一つの小学校に「スクールサポーター制度」の2名を派遣しており、九つの中学校から派遣希望があり待機しているとのことであった。これは仙台市も含めてだと思うが、だから何かちょっと問題を投げかけられている気がしたが、派遣希望があり、待機していると書いている。この辺りについてどうか。地域によっては鎮護化している学校があるとも聞いているが、どうか。

義務教育課長 「スクールサポーター制度」については、御発言のとおり県警OBの方2名が、県警サイドに配置されている。市町村教育委員会からの要請で、該当する小学校、あるいは中学校に行き地域、あるいは学校と連携しながら生徒指導にあたるという制度である。今年度、御発言のとおり何校かの中学校に行っている。その期間は学校によって異なるが、長いところで一ヶ月近く行っているところもある。場合によっては、講話だけで一日で終わっているケースもある。2名のみであるので、行っている学校の事情により、期間が長くなるとその後ということとなる。それを待機していると表現されたのではないかと思っている。

小野寺委員 これは要するに警察の方で少年の非行防止をするために設置をしたものか。

義務教育課長 県警の少年課にある制度である。

佐々木委員 そういう良い制度があるので、必要に応じて利用ということも、あるいは検討していただきたいと思いますと思うが、一応教育委員会としては、「北風と

太陽」ではないが、太陽で良い指導ができるような方向を一生懸命探っ
て欲しいなと思っている。よろしくお願ひしたい。

菅原次長 小野寺委員から御発言のあった件については、私どもの方にもそういう状
況が一部あるということについて連絡が入っており、県警の方の当初の主旨
は、子ども達を社会の悪から守るといふ辺りに主旨の柱があつて、それをサ
ポートするために各学校、高校も含めてであるが、入つて指導したいんだと
いふ主旨で当初立ち上がったわけであるが、希望している中学校、小学校、
高校は、むしろそれよりも子ども達の例えば校内暴力とか、対教師暴力とか、
そういったことについての指導・助言をいただきたいんだといふふうなこと
で、お互いのニーズがミスマッチになっており、もうちょっとなかなか上手
く回轉しないといふことは、県警の方からも入っている。学校サイドとして
は、いまこのようにデータで示しているとおりに、小学校も含めて校内暴力行
為が増加傾向にもあるので、むしろこの制度の中でそのところについてと
いふ要望が多いが、なかなか県警の方が社会の危険な人から危険を受けるよ
うな、例えば高校生であると、いずれ近々に将来自立するわけで、一人住ま
いがかかなり危険であるといふことを指導したいといふことであつたが、学校
サイドとしては、なかなか日程が取れないといふのは一方にはあるが、その
辺の内容のミスマッチといふことであるが、もう少し使いやすいように、佐
々木委員御発言にもあるとおりに、各学校、地教委あたりとその辺の主旨を県
警と話し合う場はこれからもあるので、つめて行きたいと思ふ。

小野寺委員 そのことをお願ひしたいと思ふ。

(2) 平成20年度県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明：高校教育課長)

「平成20年度県立中学校入学者選抜の出願者数について」御説明申し上げます。

平成17年4月に県内初の併設型中高一貫教育校として開校した、宮城県古川黎明中
学校の平成20年度入学者選抜の出願が、12月14日正午に締め切られ、出願者数がま
まったので、御報告申し上げます。

まず、募集定員は男女合わせて80人のところ、出願者数は男子が83人、女子が
168人の計251人であつた。出願倍率は、3.14倍である。昨年度と比べ、若干倍
率が下がつた。また、出願者の男女の比率であるが、男子は33%で昨年度より4%増加
し、女子は67%で4%の減少となっている。

出願者のうち、県外からの出願者が2人、そのうち海外の日本人学校からの出願者が1
人いる。県外からの出願者数は昨年より1人減っている。

なお、平成20年度の入学者選抜は、来年1月12日、土曜日に実施され、1月18日、
金曜日に郵送により合格発表する予定になっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 中学校に入学希望したいという子ども達とか、保護者というのは、まだ2年しか経っていない学校なので、進学率であるとか、成績については、細かいデータというのはあまり無いと思うが、どういうデータからこのような魅力ある学校であると判定をしているのか。勿論、学校見学会とか、生徒達の噂とかは聞いていると思うが、この間の全国の学力テスト等でも非常に多分高い成績を修めたというふうに想像できるが、どういうデータがオープンになって皆さんからこのような評価、人気というか、入りたい学校として、段々確立してきたかを教えていただきたい。

高校教育課長 高校教育課として承知している部分としては、学校で新聞を、学校の通信を出している。こういったものを地域の人達にも配布して、学校の取組をお知らせをしているということがある。それから学校のホームページにもいろんな取組について紹介をしているので、そういったところが、こちらに実際に上がってきているところである。あと推測されることとしては、それぞれの出身の小学校の方から自分の学校の卒業生が行った学校について、卒業後の学校での生活の様子を聞いているということはあるかと思うので、そういった口コミの部分での評判もあると思っている。

1 1 その他(宮城県学力向上推進懇話会について)

佐々木委員 新聞で宮城県の生徒の学力について懇話会のようなものが開かれたという記事を見たが、これまでも数多く出た話題かと思うが、何かそこで、一般の方達も入っている集まりとの話を伺ったので、何か特別な意見があったのかということの一つ伺いたいのと、今後のことについて何か検討を加えて行くという話が新聞に出ていたと思うので、何か具体的な新しい私達が知っておいた方が良いでしょうな内容があったら、今日でなくとも、もし今日教えていただければありがたいが、もしそうでなければ、ぜひそういう情報を伝えていただきたい。

あとどういう方達の集まりなのかも教えていただきたい。

教育企画室長 昨日、学力向上のための懇話会という形で、いろんな分野の方のお話を伺おうということでお集まりいただいた。学識経験者ということで東北大学、宮城教育大学の先生とか、保護者代表ということでPTA連合会の副会長、あるいは子ども育成会の方、産業界から企業経営者、そして町の教育長と小・中・高の校長先生方に集まっていただき、今回の学力調査の結果についてであるとか、これまでの学力向上に関する取組やデータを説明し、それぞれからお話を伺ったというものであった。内容については、新聞等にもいろんな面から取り上げられて掲載されているが、様々な意見を頂戴している。現在、取りまとめており、まとまり次第御覧いただいたほうがよいと思うが、

今回の学力調査についても受け止め方として、全国平均から下回ったということについて重く受け止めているという話もあり、一方で点数的にそんなに違わないのではないかという話もあった。あと今回教員の指導力向上みたいなどころを中心にした話もいろいろあったが、学校現場での状況として、いままでもいろいろやってきているんだ、知識を活用する力をどう育てていったらいいのかをもう少しやった方がよいという話と、一方で先生方が研修をしたりする環境の整備が、なかなか他の雑務というてはなんであるが、いろんなことで子どもと向き合う時間が取れないということがあるので、そのような環境整備をしていかないといけないとか、そもそもの学力をどう考えたらよいのか、あるいは社会に出て行った時にどういう力が求められているのかという話等、非常に多岐にわたる話があったので、取りまとめさせていただき、後で御覧いただければと考えている。

小野寺委員 県と市町村の教育委員会と学校現場の流れが双方向であるべきだということは、前に申し上げた。それで、これまでの間、教育長等が地方に出向き意見を伺われた、あるいは現場からアンケートを取られたりしていることは、大いにプラス評価してよいと思う。ただ、そうした要望を県の施策と相まってどう具体化していくのかということだと思うので、いま室長が発言したが、どうか取りまとめて教えていただきたいと思う。

一つだけ伺いたい、今回の懇話会があり、それから文部科学省で全国設置している検証改善委員会があると思うが、その関連はどうなっているのか伺いたい。

菅原次長 簡単に申し上げますと、検証改善委員会の方は、今回のデータを分析し、学習指導法として今後どういうふうな体制、改善策をとっていったらよいかというふうにかなり限定的なところで、いま分析している。それに対して昨日行った懇話会については、学力向上について、民間の方々、学識経験者等も入っているので、広いところから、専門的なということよりも、県が、あるいは親が、あるいは市町村が、関係団体が、どういった関わりの中で学力向上策に関わっていったほうがよいのか、かなり視野の広い、裾野の広いところで御意見をいただいております、かなりターゲットを絞ったところの学力向上策ともっと広い視野からの学力の見方も含めて意見をいただいております、この双方がマッチしないとなかなか力とはなっていないと考え、いま国の方でやっている検証改善委員会と私どもが独自に立ち上げた懇話会と抱き合わせて、これから年明けも含めて進めたいと考えており、そのような棲み分け方をしている。

委員長 いろいろな取組があるのは大切だと思うが、その取組がそれぞれの中で、まわって終わらないよう、お互いの話を少しずつ寄せ集めて本当に効果が挙がるというのにどうするかということについて工夫願いたいと思う。いまの

ように学習指導ということも突っ込んでいかないといけないし、よく言われる家庭とか地域の話というのを、じゃあ一体どう取り組めばそういうのが上手くいくのかというのは、なかなか難しい。それをやはり少し考えておく必要がある。それが学校とどう繋がって上手くやっていくかという辺りが味噌だと思うので、ぜひいろいろな意見を上手く一つの施策というか、方向に持っていく努力をしていただきたい。

1 2 次期教育委員会の日程について

平成20年1月16日(水)午後2時から

1 3 閉 会 午後3時55分

平成20年1月16日

署名委員

署名委員